令和２年度

あいち中小企業応援ファンド

助成事業のご案内

新事業展開応援助成金

一般枠

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する新製品（商品）開発を新たに補助対象に追加するとともに、感染拡大の影響により売上が大幅に減少した事業者に対して、助成率を引き上げて実施します。

公益財団法人　あいち産業振興機構

地域資源を活用して新たなビジネスチャンスを!

目的

あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）は、県の補助金により（公財）あいち産業振興機構に基金を造成し、これを活用して**地域産業資源を活用した中小企業者等の新事業展開**を支援することで、本県地域経済の全体の底上げを図ることを目的としています。

申込受付期間

令和２年７月１日（水）から令和２年８月７日（金）まで

令和２年10月から令和３年９月末までの１年間で実施する事業が対象です。

※郵送の場合も８月７日（金）午後５時必着とします。**例年、締切日に持参され不備があり受付できないケースが発生しています。募集期間前でも、申請書作成について事前に相談対応していますので、希望される方は裏表紙記載の問い合わせ先までご連絡ください。**

助成対象事業

- 新製品（商品）開発
- 販路拡大
- 人材育成（新製品（商品）開発、販路拡大につながるもの）

各ファンドの対象事業者、助成対象分野、助成対象事業、助成限度額・助成率等

助成対象分野	助成対象事業	対象事業者	助成限度額・助成率
地域産業資源[注1]を活用した以下の事業 （ただし、主要地場産業[注2]（繊維・窯業・食品・家具・伝統的工芸品）**を除く**）	①新製品（商品）開発 ②販路拡大 ③人材育成 （①②につながるもの）	・中小企業者[注3] ・小規模企業者[注4・5] ・中小企業者グループ[注6]	**助成限度額：50万円以上300万円以内** **助　成　率：1/2以内** **※新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けた中小企業者・小規模企業者[注7]については2/3以内** （小規模企業者は50万円以上100万円以下：2/3以内も選択可）
	①新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する新製品（商品）開発 ②販路拡大 （①につながるもの） ③人材育成 （①につながるもの）		**助成限度額：50万円以上300万円以内** **助　成　率：2/3以内**

注１　「地域産業資源」とは、「地域資源活用促進法」に基づき、愛知県が指定するものをいいます。なお、地域産業資源は事業所所在地毎の資源に限定しません。
注２　「主要地場産業」とは「愛知県地場産業創出・育成ビジョン（平成９年３月策定）」において定義した４業種の地場産業［食料品（飲料・飼料を含む）、繊維工業、家具・装備品、窯業・土石製品］及び経済産業大臣が指定する県内の伝統的工芸品産業14業種（有松・鳴海絞、常滑焼、名古屋仏壇、三河仏壇、豊橋筆、赤津焼、岡崎石工品、名古屋桐箪笥、名古屋友禅、名古屋黒紋付染、尾張七宝、瀬戸染付焼、尾張仏具、三州鬼瓦工芸品）をいいます。
注３　「中小企業者」とは、中小企業地域資源活用促進法第２条第１項第１号から第５号までに規定するものをいいます。
注４　「小規模企業者」とは、中小企業基本法第２条第５項に規定する小規模企業者をいいます。
注５　小規模企業者は、中小企業者、小規模企業者のいずれかの立場で応募できます。
注６　「中小企業者グループ」とは、中小企業者が複数で構成する「グループ」のことをいいます。
注７　持続化給付金の対象者をいいます。

なお、主要地場産業（繊維・窯業・食品・家具・伝統的工芸品）に関する産業分野の事業を対象とする、「あいち中小企業応援ファンド　新事業展開応援助成金（地場産業枠・農商工連携枠）」の次回の募集は令和２年12月頃を予定しております。こちらの告知は当機構ホームページ及びメルマガ等で行います。

助成期間

助成事業の対象期間は、交付決定日以降、１年以内とします。
（事業の内容によって、次年度以降も応募することができます。ただし、各年毎に、審査を受けていただく必要があります。）

助成対象となる経費

当該助成事業を適切に実施するために必要な経費であって、次に掲げるものです。

事業費

講師謝金、専門家謝金、従事者旅費、講師旅費、専門家旅費、従事者海外旅費（海外展示会事業のみ）、専門家海外旅費（海外展示会事業のみ）、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット作成費、広告宣伝費、通訳料（翻訳料含む）、雑役務費、保険料、借損料、特許権等産業財産権取得費、コンサルタント料、委託費（試作・開発費に係る部分を除く）

試作・開発費

原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、試作費、試験・分析費、設計費、外注加工費、コンサルタント料、委託費

※人件費とみなされるものは対象外
※「機械装置又は工具器具購入費」については、汎用性が高く使用目的が特定できないもの及び量産のための設備投資とみなされるものは対象外とし、試作の用途に使用するものに限ります。
※また助成金で作成した試作品については売却することはできません。

申請書類

①あいち中小企業応援ファンド（一般枠）交付申請書
（申請書・事業計画書いずれも片面印刷し、クリップでまとめて提出してください。）

②事業計画書（添付資料として、下記の関係書類が必要となります。）

ア　法人の場合は、現在事項全部証明書（３か月以内）、
　　個人の場合は、印鑑登録証明書（３か月以内）
イ　直近の決算関係書類（個人の場合は、確定申告書、青色申告決算書）
ウ　グループで申請する場合は、グループ規約、
　　組織図（代表者及び経理担当者を明示）、参加企業概要、
　　参加企業全社の直近の決算関係書類
エ　健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認書
　　（３か月以内、**社会保険を付保している従業員数の記載のあるもの**）
　　（小規模企業者が助成率３分の２で申請する場合、または中小企業地域資源活用促進法第２条第１項第１号から５号に規定される資本金の額を超える中小企業者が申請する場合）
オ　事業や法人を紹介するパンフレット等、組合等は事業計画書・事業報告書
カ　新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けた企業者として
　　申請をする場合は、持続化給付金給付通知の写し
キ　その他必要と認める書類

対象となる経費及び応募方法の詳細は、機構ホームページ、公募要領でご確認ください。

あいち中小企業応援ファンド　新事業展開応援助成金（一般枠）の流れ

中小企業者（個人、会社及び団体）、中小企業者が複数で構成するグループ等

あいち中小企業応援ファンド助成事業審査委員会

❷ 審査

❶ 応募

❸ 交付決定

❹ 事業の実施

完了

❺ 実績報告

❻ 額の確定通知

❼ 交付請求

❽ 助成金交付

公益財団法人 あいち産業振興機構

採択方法

助成候補案件の採択については、外部有識者などで構成する審査委員会で審査し、その結果を踏まえ、評価項目の充足性の高いものから予算の範囲内で、当機構理事長が決定します。

評価項目

❶ 地域産業資源の活用度合
❷ 計画の妥当性
❸ 地域産業活性化への効果
❹ 新規性
❺ 事業化の実現性

業務提携金融機関

三菱ＵＦＪ銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三重銀行、百五銀行、第三銀行、愛知信用金庫、豊橋信用金庫、岡崎信用金庫、いちい信用金庫、瀬戸信用金庫、半田信用金庫、知多信用金庫、豊川信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、蒲郡信用金庫、尾西信用金庫、中日信用金庫、東春信用金庫、岐阜信用金庫、東農信用金庫、桑名三重信用金庫、豊橋商工信用組合、愛知県中央信用組合、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、愛知県信用保証協会

問い合わせ先

（公財）あいち産業振興機構

新事業支援部　地域資源活用・知的財産グループ

〒450-0002　名古屋市中村区名駅４-４-38
愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階

電　話　052-715-3074
FAX　052-563-1438
E-mail　info-chiiki@aibsc.jp

※あいち中小企業応援ファンドの詳細は、
次のホームページから確認できます。

http://www.aibsc.jp

■（公財）あいち産業振興機構への案内図

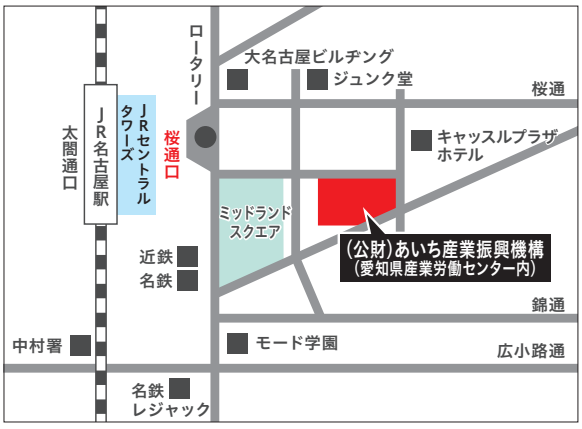

［JR・地下鉄・名鉄・近鉄］名古屋駅より徒歩約５分